

令和6年9月20日
愛知労働局

個人情報漏えい事案について

愛知労働局（局長 小林 洋子）は、愛知労働局障害者就業・生活支援センター事業に係る委託先である社会福祉法人ひまわり福祉会が運営する尾張東部障害者就業・生活支援センターアクトにおいて発生した個人情報のメール誤送信による個人情報の漏えい事案について、以下のとおり確認のうえ、必要な措置を講じましたので、概要等をお知らせします。

1 概要

令和6年8月26日（月）、尾張東部障害者就業・生活支援センターアクト（以下「アクト」という。）の支援員が、愛知労働局（以下「局」という。）と特別支援学校の進路指導主事6名に、同年8月28日（水）の会議で使用する統計資料（Excel）をメール送信する際、誤って統計データの元となる支援対象者（障害者）70名分のリストを統計資料に含めたままメール送信した。当該リストには、氏名、性別、障害種別、障害の程度、就業状況及び卒業した学校名が記載されていた。

8月28日午前、特別支援学校の進路指導主事（1名）からアクトに統計資料にリストが含まれている旨の連絡があり、アクトは局に事案の発生を報告、局は個人情報の漏えいを把握した。事案の発生を受けて、直ちにアクトから特別支援学校の進路指導主事6名にリストが含まれた統計資料の削除と差し替えを依頼し、8月28日午後、会議冒頭でリストが含まれた統計資料が削除されていること及び二次被害の恐れについても無いことを確認した。

また、令和6年9月20日（金）までに連絡の取れない支援対象者3名を除いた67名に対する謝罪を行い、全員から了承を得られた。

2 発生原因

第三者が閲覧する可能性がある会議資料と同一の電子ファイル（Excel）に支援対象者のリストが含まれており、個人情報を記録した電子ファイルの管理が不十分であったこと。

会議で使用する資料をメール送信する際はファイル形式を PDF に設定すること、メールの添付ファイル等を複数人でダブルチェックすること等の委託契約上の規定があったものの、今回の事案は当該規定の遵守が徹底されなかったこと。

3 再発防止の措置

<アクトにおいて>

(1) 個人情報記録された電子ファイルの管理

個人情報記録された電子ファイルと、それ以外の電子ファイルを区別して管理することを徹底する。

(2) 研修の実施（個人情報保護研修）

会議で使用する資料をメール送信する際はファイル形式を PDF に設定すること、メールの添付ファイル等を複数人でダブルチェックすること等の委託契約上の規定について、職員に周知徹底する。

<局において>

(1) 障害者就業・生活支援センター事業に係る全委託先に対して、個人情報漏えい防止に係る緊急文書監査を実施する。

(2) 障害者就業・生活支援センター事業に係る全委託先の担当者にも個人情報漏えい防止に係る意識啓発を図る。

(3) 全障害者就業・生活支援センターが出席する会議において、個人情報漏えい防止について研修を実施する。

(4) 委託事業先監査時において、個人情報漏えい防止に係る監査を強化する。

担 当	愛知労働局職業安定部職業対策課
	課長 神谷 しのぶ
	課長補佐 松本 真奈美
	電話 052-219-5507